

## 2-2 所得階級別人員

## (1) 所得者別人員

階級区分	合計所得				譲渡所得		山林所得 を有する者
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	を有する者	うち短期譲渡 所得を有する者	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	8,855	322	10,896	20,073	3,436	904	129
100 〳	14,539	613	16,649	31,801	1,152	146	25
150 〳	30,438	1,989	61,346	93,773	1,709	150	26
200 〳	34,660	2,917	75,168	112,745	1,580	97	14
250 〳	35,012	3,389	78,022	116,423	1,360	81	16
300 〳	30,900	3,441	60,637	94,978	1,241	47	8
400 〳	43,755	5,740	87,513	137,008	2,286	67	9
500 〳	23,102	3,768	61,496	88,366	1,687	54	14
600 〳	11,628	2,209	45,991	59,828	1,492	22	4
700 〳	6,197	1,138	37,682	45,017	1,354	44	2
800 〳	3,416	649	28,822	32,887	1,186	18	1
1,000 〳	3,569	548	37,210	41,327	2,047	27	3
1,200 〳	1,680	212	22,076	23,968	1,567	14	3
1,500 〳	1,667	96	20,478	22,241	1,758	21	2
2,000 〳	1,888	50	17,572	19,510	1,899	11	2
3,000 〳	1,670	18	12,744	14,432	2,135	18	—
5,000 〳	1,241	10	6,957	8,208	1,530	27	—
5,000万円超	662	2	3,269	3,933	1,113	20	1
					※外 3,189		※外 4
合計	※ 254,879	※ 27,111	※ 684,528	※ 966,518	30,532	1,768	259

調査対象等：平成15年3月31日現在において、平成14年分の所得税の申告納税額がある者の人員を合計所得金額階級別に示した。

用語の説明：合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額、株式等に係る譲渡所得の金額及び山林所得金額の合計額をいう。

(注) 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。